

秋田市空家等対策計画の改定について

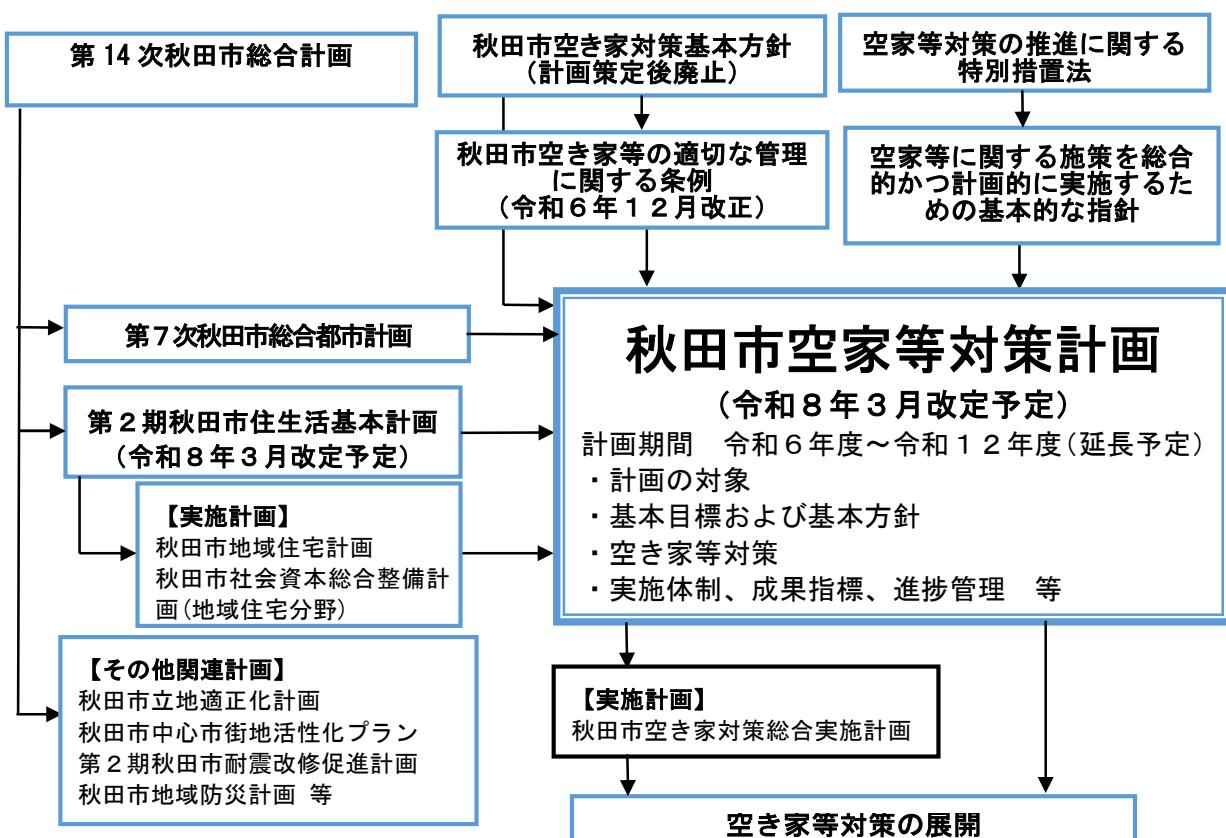
1 秋田市空家等対策計画の改定について

本市では、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に進めるため、令和6年3月に「秋田市空家等対策計画」を策定し、これまで計画に基づく事務事業の検討と実施に取り組んでまいりましたが、令和7年7月に実施した町内会に対する空き家の実態調査結果等を踏まえるとともに、令和7年度末に改定予定である上位計画の「第2期秋田市住生活基本計画」との整合性を図るため、本計画を改定しようとするものです。

2 計画の位置づけ

空家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条に規定する市町村が空き家等対策を総合的かつ計画的に実施するために定めることができる計画であり、この規定に基づき、本計画を策定したものです。

なお、本計画は、秋田市総合計画の分野別計画である秋田市総合都市計画および秋田市住生活基本計画等の他の分野別の関連計画との整合を図りながら、推進する計画です。



3 改定スケジュールについて

第2回審議会（令和7年9月26日）では、人口や空き家等の状況の整理、取組状況の評価のほか、課題や基本目標および基本方針の整理を行います。

第3回審議会（令和7年11月下旬）では、空き家等対策の実施内容や成果指標を検討し、計画素案やパブリックコメントについて確認を行います。

第4回審議会（令和8年2月中旬）では、パブリックコメントの結果報告やその結果を反映した計画案について最終確認を行い、その結果を市長に回答していただき、その回答を受けて、令和8年3月に計画を改定します。

